

『フォークリフト運転士テキスト』

フォークリフト運転技能講習の受講に係る法令改正について

平成 29 年 3 月 10 日付け厚生労働省令第 16 号により、労働安全衛生規則等が改正され、免許試験・技能講習の申請書や修了証、帳簿等への本籍地の記載が不要となりました。

また、平成 29 年 3 月 6 日付け厚生労働省告示第 59 号により、フォークリフト運転技能講習規程等が改正され、道路交通法の改正で準中型自動車免許が設けられたことに伴い、同技能講習の講習科目の一部免除を受けることができる者に、準中型自動車免許を有する者等が加えられることとなりました。

前者については平成 29 年 4 月 1 日より施行され、後者については平成 29 年 3 月 12 日より適用されますので、情報提供いたします。主な改正内容は、下記のとおりです。

平成 29 年 3 月

中央労働災害防止協会

記

●労働安全衛生規則の改正

第 82 条第 2 項中「本籍又は」を削り、同条第 3 項中「本籍若しくは」を削る。

テキスト 掲載頁・行	改正前	改正後
p164 下 4	② 前項に規定する者は、 <u>本籍又は氏名</u> を変更したときは…	② 前項に規定する者は、 <u>氏名</u> を変更したときは…
p165 上 4	又は <u>本籍若しくは氏名</u> を変更したときは…	又は <u>氏名</u> を変更したときは…
p165 解説 上 3	② <u>本籍又は氏名</u> を変更	② <u>氏名</u> を変更

●フォークリフト運転技能講習規程（昭和47年労働省告示第111号）の改正告示の規定中「中型自動車免許」の下に「，準中型自動車免許」を加える。

テキスト 掲載頁・行	改正前	改正後
p193 第3条の 表 上5	… <u>中型自動車免許，普通自動車免許</u> 若しくは…	… <u>中型自動車免許，準中型自動車免許，普通 自動車免許</u> 若しくは…
p193 第3条の 表 上10	… <u>中型自動車免許，普通自動車免許</u> 又は…	… <u>中型自動車免許，準中型自動車免許，普通 自動車免許</u> 又は…

●正誤表

お詫びして下記のとおり訂正いたします。

【解釈】の中の参照ページ

テキスト 掲載頁・行	誤	正
p197の6	199 ページ	194 ページ
p197の10	200 ～ 201 ページ	195～196 ページ